北海道部活動の地域展開に関する推進計画

令和８年３月

北　海　道　教　育　委　員　会

HOKKAIDO BOARD OF EDUCATION

目　　次

はじめに　1

第１章　道内の現状及び成果と課題　2

1　現状 …… 2
2　成果と課題 …… 3
(1)　運営団体・実施主体の整備 …… 3
(2)　指導者の確保 …… 3
(3)　スポーツ・文化施設の確保 …… 4
(4)　大会・コンクール等の見直し …… 5
(5)　部活動の位置付けについての理解の促進 …… 5
(6)　費用負担の軽減 …… 5
(7)　取組の促進 …… 6

第２章　計画の改定について　7

1　国の動向 …… 7
2　「地域移行」から「地域展開」へ …… 8
3　改定の趣旨・計画の位置付け …… 8
4　部活動改革の理念 …… 9
5　地域クラブ活動の在り方及び認定制度 …… 9
(1)　地域クラブ活動の在り方 …… 9
(2)　地域クラブ活動に関する認定制度 …… 10
6　目標 …… 11
7　計画期間 …… 11
8　推進体制 …… 12

第３章　道教委の取組　14

1　地域クラブ活動を担う運営団体等の体制整備等 …… 14
2　指導者等の質の保障・量の確保 …… 15
3　活動場所の確保 …… 17
4　大会等の運営の在り方 …… 18
5　生徒・保護者等の関係者の理解促進 …… 19
6　生徒の安全確保のための体制整備 …… 20
7　市町村の規模や進度を踏まえた取組の推進 …… 21
8　障がいのある生徒の活動機会の確保 …… 22

第４章　市町村の取組　24

1　地域クラブ活動を担う運営団体等の体制整備等 …… 24
2　指導者等の質の保障・量の確保 …… 27
3　活動場所の確保 …… 29
4　活動場所への移動手段の確保 …… 30
5　大会等の運営の在り方 …… 31
6　生徒・保護者等の関係者の理解促進 …… 32
7　生徒の安全確保のための体制整備 …… 33
8　障がいのある生徒の活動機会の確保 …… 35
9　費用負担の軽減 …… 36

参考（関連リンク） …… 38

◆　資料編：別添資料１～９

はじめに

北海道教育委員会（以下「道教委」という。）は、国が「改革推進期間」と位置付けている令和５年度（2023 年度）から令和７年度（2025 年度）までの３年間を計画期間とし、道内において部活動の地域移行の取組が円滑に進むよう、令和５年（2023 年）３月、「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」（以下「現計画」という。）を策定しました。

本道においては、この間、国の実証事業等を通じて、部活動改革への取組が着実に進んできている一方、改革方針の検討や課題解決等に時間を要し、取組が進んでいない地域もあります。

こうした中、道内では全国を超えるペースで進む急激な少子化により、中学生世代の人口は更に減少し、学校単位で部活動を運営することはますます厳しくなってきており、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、学校単位で行われてきた活動を地域全体で関係者が連携して支援する必要があります。

国は、部活動改革を更に加速させていくため、令和７年（2025 年）12 月、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

こうした国の方針や道内の市町村の状況を踏まえ、道教委においては、現計画を見直し、部活動改革の理念をより的確に表すため、「地域移行」から「地域展開」に名称を変更した上で「北海道部活動の地域展開に関する推進計画」（以下「本計画」という。）として改定するものです。

道教委では、道内の子どもたちが等しく多様な学びと体験に触れることができるよう地域展開を推進し、心の居場所ともなる環境を整備していくことが重要と考えており、各市町村と密接に連携しながら伴走支援に努め、道内の全ての市町村が地域展開に取り組んでいくことができるよう、本計画の推進に一丸となって取り組んでまいります。

第１章　道内の現状及び成果と課題

１　現状

部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術等に親しむ機会を確保するとともに、生徒の責任感、連帯感を涵養し、自主性の育成、また、人間関係の構築や自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義がありますが、一方で少子化の進展により、中学生世代の人口は更に減少し、部活動の維持は一層困難なものとなっています（図①②③）。

また、これまで長年にわたり、部活動は教員が指導を担うことを前提として運営されてきましたが、教員の働き方改革や専門性の観点からも、その体制は限界を迎えており、学校教育としての活動だけでは、生徒のニーズに応じた活動を保障することが困難となってきています。

図①

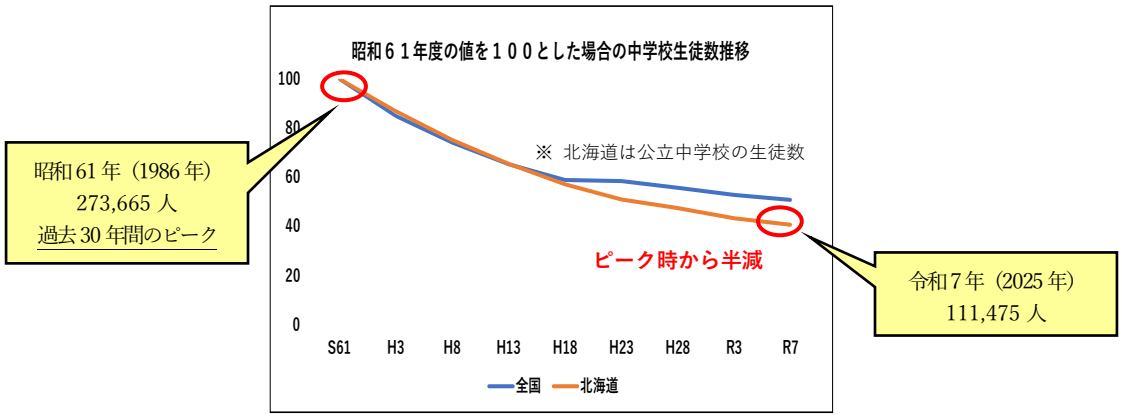

（文部科学省「学校基本調査」による）

図②

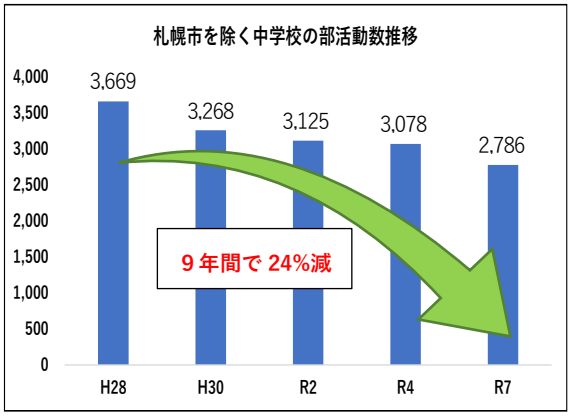

（道教委「部活動に係る調査」による）

図③

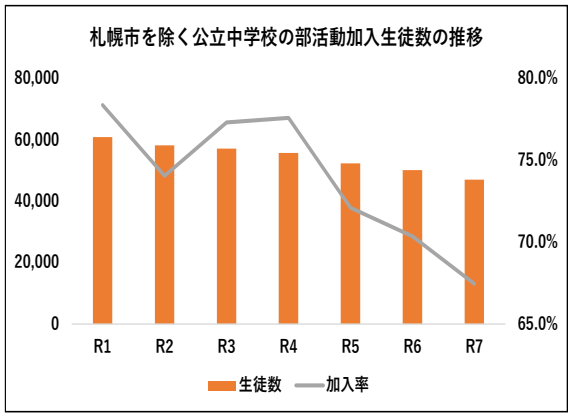

（道教委「部活動に係る調査」による）

2　成果と課題

現計画の推進に当たり、道教委では、各地域において部活動の地域移行が円滑に進められるよう、庁内関係課や教育局が連携して施策を推進するため、「部活動改革推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置するとともに、管内市町村への支援等を行うため、各教育局に「部活動改革推進地方本部（部活動の地域移行に係る市町村サポートチーム）」（以下「サポートチーム」という。）を設置し、地域移行に関する取組を重点的に行ってきました。

主な取組の成果と課題は次のとおりです。

(1) 運営団体・実施主体の整備

道教委では、運営団体・実施主体（以下「運営団体等」という。）の整備充実について、国の実証事業等で得た取組事例や先進地域の事例提供、サポートチームによる各種会議等の場での助言などの取組を行ってきました。

現状において、約３割の市町村が運営団体等を決定し、約６割の市町村が運営団体等について協議会等で検討を進めている一方、受け皿となる総合型地域スポーツクラブや少年団、地域の文化芸術団体等が地域にないことや、小規模な市町村単独では運営団体等の整備が困難であることが課題となっています（図④）。

図④

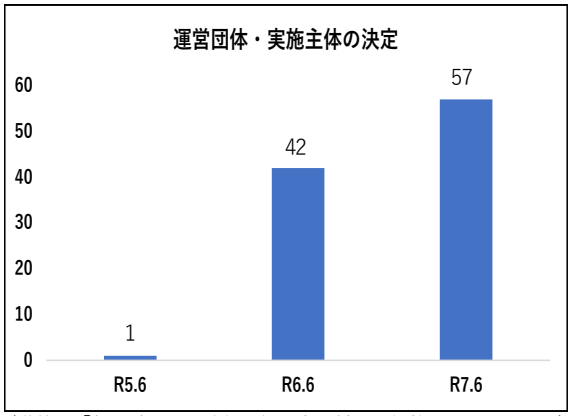

（道教委「部活動の地域移行に係る市町村の取組状況調査」による）

図⑤

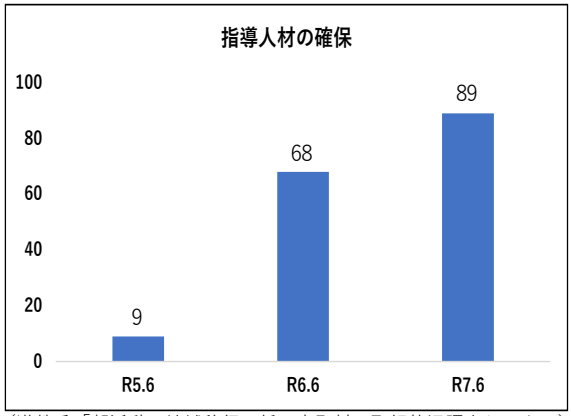

（道教委「部活動の地域移行に係る市町村の取組状況調査」による）

(2) 指導者の確保

道教委では、地域クラブ活動等の指導者募集のため、「ほっかいどう部活

動・地域クラブ活動サポーターバンク」(以下「サポーターバンク」という。)を整備し、登録いただいた人材を市町村等に情報提供してきました。

現状において、約５割の市町村が指導者(一部の種目・競技の場合も含む)を確保しているほか、約３割の市町村が独自で人材バンクを整備するなどして指導者確保の取組を行っているものの、人口減少や高齢化により、指導者を確保することが困難であることが課題となっています(図⑤)。

また、サポーターバンクの登録者数は増加傾向にありますが(図⑥)、都市部と地方部で登録者数に差が見られることや、登録者が市町村や地域クラブが求める人材にマッチしないなどの課題もあります。

図⑥

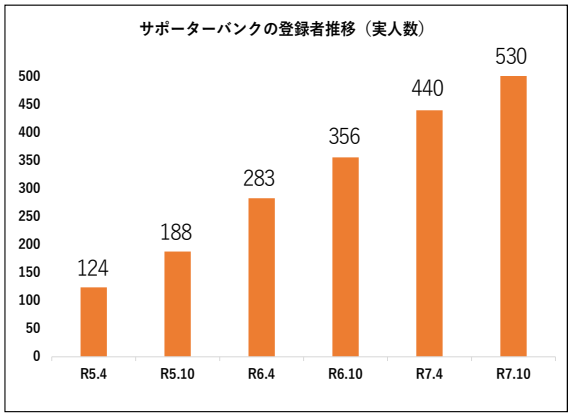

図⑦

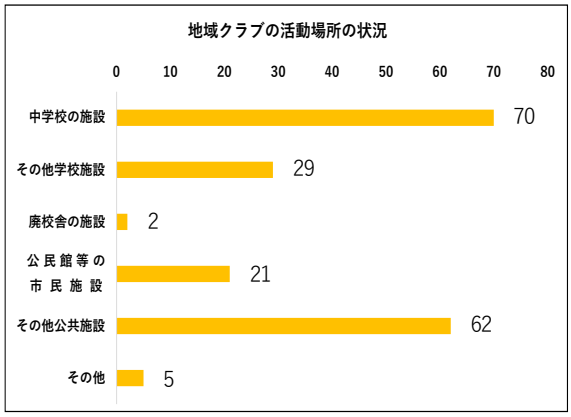

(道教委「部活動の地域移行に係る市町村の取組状況調査」による)

(3) スポーツ・文化施設の確保

地域クラブ活動の活動場所としては、地域の小・中学校のほか、公共のスポーツ・文化施設や廃校施設等の活用が考えられます(図⑦)。

道教委では、道立学校の廃校舎の情報をホームページに掲載し、使用可能な道立施設の活用について周知を図ってきたほか、廃校となった旧道立高等学校のグラウンドを活用した地域クラブ活動の活動場所に関する実証研究を実施しました。

活動場所の確保に当たっては、子どもたちが安全に活動を行うための環境整備のほか、活動場所が近隣の施設ではない場合等については、生徒の移動手段の確保が課題となっています。

(4) 大会・コンクール等の見直し

道教委では、参加資格が学校単位に限定されている大会・コンクール等（以下「大会等」という。）について、これまで、大会等の主催者に対し、地域クラブ活動の参加を認めるよう要請してきました。

現在、北海道中学校体育連盟や北海道吹奏楽連盟が主催する大会など、一部の大会等については、地域クラブ活動の参加が認められていますが、一部の大会等において、部活動の有無や部員の人数等により参加が認められない規程もあり、地域クラブ活動の参加に支障が生じています。

生徒の参加機会を確保し、持続的に大会等に参加できるよう、主催者に対し、引き続き規程等の見直しを働き掛けるとともに、生徒や教員の過度な負担とならないよう、大会等の運営体制を適切なものとするよう要請していく必要があります。

(5) 部活動の位置付けについての理解の促進

道教委では、部活動の位置付けについて、教員や生徒、保護者等の理解を促進するため、これまで、「北海道の部活動の在り方に関する方針」等をホームページに掲載し、広報誌やリーフレットを作成して配布するほか、フォーラムを開催するなどして、周知を図ってきました。

しかし、部活動の地域移行について、合意形成が難しく、取組が思うように進まない地域があることから、部活動を取り巻く現状・課題や部活動改革の理念等について、生徒や保護者等に対し、丁寧に周知を行い、理解を促進していく必要があります（図⑧）。

(6) 費用負担の軽減

道教委では、これまで、市町村に対し、財源の確保等について、必要に応じて助言を行うほか、民間企業等から寄附や人的支援等を受けられる体制の構築を進め、企業の協力により、地域クラブに対し、自動販売機の売上げの一部を寄附する取組を行いました。

今後も、国が示す公費負担と受益者負担のバランスを考慮した費用負担の在り方や経済的に困窮する世帯の生徒への支援の必要性のほか、新たな財源の有効活用について周知する必要があります（図⑨）。

図⑧

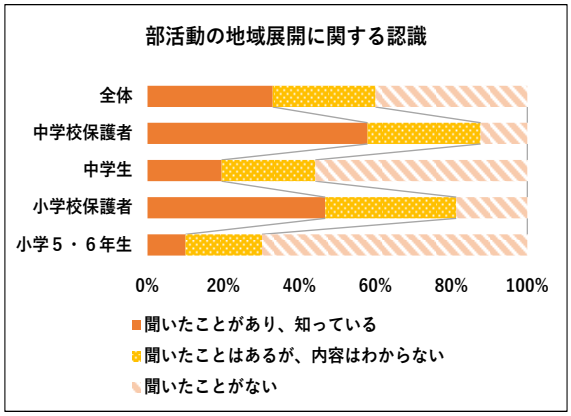

（道教委「部活動の地域移行に関するアンケート調査」による）

図⑨

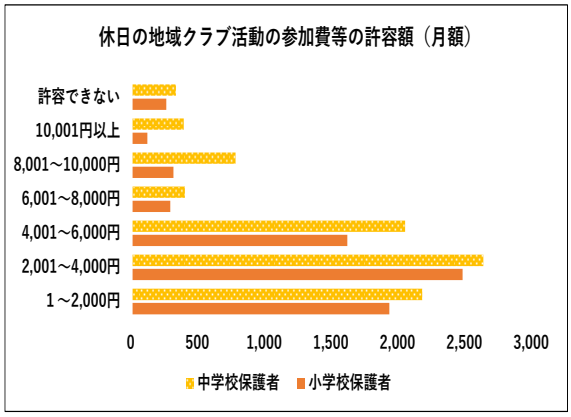

（道教委「部活動の地域移行に関するアンケート調査」による）

(7) 取組の促進

道教委では、年２回の調査により取組状況を定期的に把握するほか、市町村における地域移行の取組を支援することを目的として、国の事業を活用し、地域スポーツの実践経験者や大学教授等を市町村にアドバイザーとして派遣するなど、課題解決に向けた助言を行ってきました。

また、部活動の地域移行に向けた取組に係るリーフレットを作成し、随時ホームページ等で公開するなど、広報・啓発を行ってきました。

今後も、本計画の取組を推進するため、サポートチームにおいて市町村の取組状況や課題等をきめ細かく把握し、必要に応じて提案や助言を行うなどして、取組を促進していく必要があります。

第２章　計画の改定について

１　国の動向

部活動の地域移行について、令和４年（2022 年）12 月に、国では「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差の解消を目指すものという考えを示すとともに、休日における部活動の地域クラブ活動への移行や、直ちに移行することが困難な場合には、合同部活動や部活動指導員・外部指導者の配置等の部活動の地域連携（以下「地域連携」という。）を実施することにより、生徒の活動環境を確保するといった取組について、令和５年度（2023 年度）から令和７年度（2025 年度）までの３年間を「改革推進期間」と位置付けて、支援することとしました。

その後、国では改革推進期間終了後の令和８年度（2026 年度）以降における部活動改革の方向性等を取りまとめるため、令和６年（2024 年）８月以降、国の有識者会議において議論を重ね、令和７年（2025 年）５月 16 日に同会議の「最終とりまとめ」を公表したところです。

国はこの「最終とりまとめ」を踏まえ、令和７年（2025 年）12 月にガイドラインを策定し、部活動改革の主たる目的として「急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していく」ことを改めて示すとともに、部活動改革の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表す観点から、「地域移行」から「地域展開」という名称に変更しました。

また、次期改革期間を「改革実行期間」として、前期３年間（令和８～10 年度（2026～2028 年度））、後期３年間（令和 11～13 年度（2029～2031 年度））と設定し、休日については、改革実行期間内に、原則として、全ての部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指すこととしました。

2　「地域移行」から「地域展開」へ

従来、学校内の人的・物的資源によって運営されてきた部活動を、より広く地域に開き、地域全体で支えていくということや、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動に転換していくという考え方をより的確に表すことができるよう、「地域移行」から「地域展開」に名称を変更します。

また、発展性や新たな価値をイメージできることを名称変更のねらいとしており、「新たな価値」の例としては次のようなものが期待されます。

〔新たな価値の例〕

○　生徒のニーズに応じた多種多様な体験
○　生徒の個性・得意分野等の尊重
○　学校等の垣根を越えた仲間とのつながりの創出
○　地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流（地域住民の参画意識の醸成）
○　適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
○　学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導　など

3　改定の趣旨・計画の位置付け

本計画は、現計画の計画期間が令和７年度（2025 年度）で終了することから、国の有識者会議における議論や、国のガイドラインにおける部活動改革の理念や基本的な考え方を踏まえ改定するものであり、本道における令和８年度（2026 年度）以降の部活動の地域展開を推進するための方向性を示すものです。

本計画は公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）を対象としていますが、公立高等学校等（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）については、義務教育を修了し進路選択した生徒が自らの意思で部活動への参加を選択している実態にあることや、多様な教育活動が行われる中でスポーツや文化芸術に特色を有する学校が存在するといった面で、中学校等とは異なる状況にあることを踏まえた上で、スポーツや文化芸術を通じた生徒の心身の健全育成の観

点から、地域や学校等の実情に応じた部活動の改善に取り組むことが大切です。

また、学校種にかかわらず、障がいのある生徒についても安心して活動に参加することを想定して取組を進めることが大切です。

4　部活動改革の理念

本道では、次の理念に基づき部活動の地域展開を推進します。

○　急激な少子化が進む中、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実すること。

○　これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子どもたちの豊かで幅広い活動機会を保障すること。

○　障がいのある子どもや運動・文化芸術活動が苦手な子どもを含め、全ての子どもたちがそれぞれの希望に応じて、等しく多様な学びと体験に触れられ、心の居場所ともなる環境を整備することが何よりも重要であること。

5　地域クラブ活動の在り方及び認定制度

地域展開においては、生徒のスポーツ・文化芸術活動を部活動から地域クラブ活動に展開しますが、その地域クラブ活動の在り方等について、次のとおり示します。

なお、地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するものではなく、主な目的は、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることであるとともに、部活動と同様、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意する必要があります。

(1) 地域クラブ活動の在り方

○　地域クラブ活動においては、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることにより新たな価値を創出することが重要であること。

○　地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得

るため、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要であること。

〔部活動が担ってきた教育的意義の例〕

○　スポーツ・文化芸術等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
○　体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
○　自主性、協調性、責任感、連帯感等を育成する。
○　自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
○　互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。　など

(2) 地域クラブ活動に関する認定制度

地域クラブ活動について、競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質を担保する必要があることから、国が示す認定要件等に基づき、市町村が認定を行う「地域クラブ活動に関する認定制度」がガイドラインにおいて示されました。地域クラブ活動の質を担保するため、認定要件は次のとおり示されています。

【認定要件】

①　学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動 ・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）
②　適切な活動時間や休養日が設定されていること
③　活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
④　適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等）

⑤　適切な安全確保の体制が確保されていること
⑥　適切な運営体制が確保されていること
⑦　学校等との連携が適切に行われていること

認定された活動については、「認定地域クラブ活動」と呼称し、認定要件に沿って市町村が自ら運営する地域クラブ活動は、認定したものとみなされます。

なお、想定される認定の効果や認定手続等の制度については、別添資料に掲載しています（別添資料１【地域クラブ活動に関する認定制度の概要】）。

また、地域クラブ活動は、認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となりますが、認定されていない地域クラブ活動についても、その運営団体等において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められます。特に、活動時間・休養日の設定や、性暴力を含む暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体等において、適切な対応を徹底する必要があります。

6　目標

上記の改革の理念の実現に向け、地域展開の着実な推進を目指し、市町村が計画的に取組を進めることができるよう、次の目標を定めました。

原則として、休日については、計画期間内において、全ての部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指します。

また、現時点で、休日の地域展開や地域連携（以下「地域展開等」という。）が進んでいない市町村においては、計画期間内での実現に向け、前期３年間の間に地域展開等に着手し、できるところから取組を進めます。

なお、平日については、地域の実情に応じて取組を進めることとし、今後、国における実現可能な活動の在り方等の検証や中間評価等を参考としながら、後期３年間の取組を検討します。

7　計画期間

令和 8 年度（2026 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの前期 3 年間及び令和 11 年度（2029 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの後期 3 年間の計 6 年間を計画期間とします。

8　推進体制

道教委は、推進本部及びサポートチームを設置し、市町村の取組状況や課題等を把握した上で、地域の実情に応じた提案や助言を行うとともに、複数の市町村による広域連携の取組に主体的に参画するなど、関係部署が横断的に連携しながら、本計画に基づく施策を推進することとし、市町村においては、国のガイドライン及び本計画を参考とし、市町村の推進計画等を策定するなどして、取組を進めます。

さらに、道教委や市町村における本計画の進捗状況については、毎年度、推進本部及び有識者や学校関係者、競技団体、保護者等の代表者で構成する「部活動・地域クラブ活動関係者会議」に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。

なお、前期における取組等の中間評価を行い、実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、後期において平日の部活動改革を含む取組を検討することとし、本計画については、必要に応じて適宜見直しを行います。

また、北海道が策定する北海道スポーツ推進計画、北海道文化振興指針等に基づき、実施する各種施策と連携して取り組むとともに、SDGs のうち、主に以下の目標達成に資することを踏まえ、SDGs の理念との整合に留意して、施策を推進します。

- すべての人に健康と福祉を　（目標 3）
- 質の高い教育をみんなに　（目標 4）
- 働きがいも経済成長も　（目標 8）
- 住み続けられるまちづくりを　（目標 11）
- パートナーシップで目標を達成しよう　（目標 17）

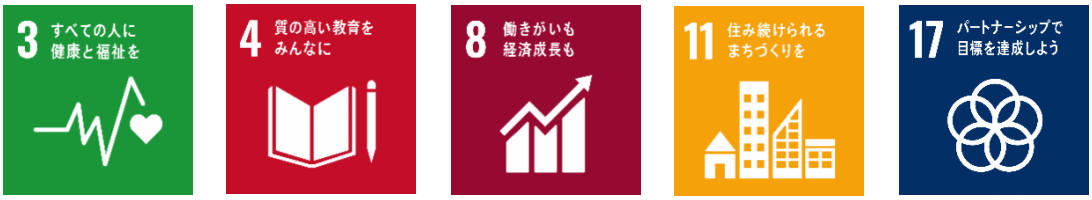

計画期間終了後において、部活動の地域展開に向けた環境整備に係る状況を評価・分析し、国の動向を踏まえながら継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に向けて取り組みます。

第３章　道教委の取組

地域展開に向けた主な課題と解決に向けた道教委の取組について、１から８まで示します。

１　地域クラブ活動を担う運営団体等の体制整備等

施策の方向性

□　地域展開の取組を進めていくためには、地域クラブ活動の運営団体等の整備充実を進める必要があります。

□　広域分散型で小規模市町村が多いといった本道の特性を踏まえ、地域の実情に応じた提案や助言を行い、積極的な伴走支援に努めます。

主な取組

○　市町村や運営団体等への支援

- 市町村に対し、国の支援策の積極的な活用を促し、先進事例を提供するとともに、地域展開の円滑な実施と持続的な運営のため、国に対し、必要な財政措置を講じるよう要望していきます。
- 市町村に対し、運営団体等の整備についてサポートチームが主体的に提案や助言を行うとともに、単独では地域展開が難しい小規模な市町村を支援するため、複数の市町村が合同で運営団体等となる団体等を整備する調整の場を設置します。
- 市町村に対し、地域クラブ活動の創設・運営の手順や留意事項等をまとめた「総合型クラブ創設ガイドハンドブック」（令和７年（2025 年）３月公益財団法人日本スポーツ協会発行）を周知します。
- 市町村に対し、「地域クラブ活動に関する認定制度」（P.10 参照）を周知し、サポートチームが必要な助言を行うとともに、先進事例を提供します。
- 地域クラブ活動の場面に応じた法的な責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて整理した国の資料を市町村及び運営団体等に周知し、活用を促進します。
- 団体を運営する際の法的責任等の原則である「スポーツ団体ガバナンス

コード〈一般スポーツ団体向け〉」や公益財団法人日本スポーツ協会における総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度（部活動の地域展開タイプ）を市町村及び運営団体等に周知し、活用を促進します。

- 企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用など、多様な財源の確保について市町村及び運営団体等に提案や助言を行うとともに、先進事例を周知します。

2　指導者等の質の保障・量の確保

施策の方向性

□　指導者の専門性や資質等の向上を図る研修等により、指導の質を保障する必要があります。

□　本道では、指導者の確保を課題とする地域が多いことから、各種団体や大学等と連携し、サポーターバンクの一層の充実を図ります。

□　民間企業等の協力を得て指導者を確保する取組を進めるとともに、指導を希望する教職員の兼職兼業が適切な実施となるよう、規程等の周知に努めます。

□　広域分散型である本道の特性を踏まえ、ＩＣＴの効果的な活用を促進します。

主な取組

○　指導者の質の保障・人材育成

- 適切な資質・能力の保障に当たり、指導者の専門性や資質等の向上を図るため、地域クラブ活動の指導者や指導補助や見守りなど活動をサポートする人材（以下「サポート人材」という。）等を対象として、次のようなテーマを踏まえた研修会を開催します。

＜研修会のテーマ＞

- 実技指導や生徒指導の在り方
- 事故発生時の対応、参加者の安全確保や見守り
- 子どもたちの特徴等を踏まえた指導の在り方や保護者との関わり
- 外傷・障害・事故の防止や性暴力を含む暴力・暴言・ハラスメントの不適切行為の防止　等

- 平日の部活動と休日の地域クラブ活動で一貫した指導が行われるよう、指導者間の連携体制を構築するため、地域クラブと学校が活動方針等を共有し、指導者間の定期的な情報共有や合同研修会等を実施するよう、市町村に先進事例を周知します。
- 地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引等を作成します。

○　指導者の量の確保

- 公益財団法人北海道スポーツ協会などの各種団体や大学等と連携を一層推進しながら専門的な指導を行う人材を募集し、サポーターバンクに登録した人材を市町村等に紹介します。
- 専門的な指導を行う人材だけでなく、サポート人材を募集するなど、幅広い人材に協力を得られるよう、周知啓発を行います。
- 民間企業等の協力を得て従業員等を指導者として確保する取組を進めます。
- 指導を希望する教職員の営利企業への従事等の制限の許可を含む兼職兼業（以下「兼職兼業」という。）が事実上の強制とならないよう、兼職兼業の適切な実施について、市町村に規程等を周知します。

○　ＩＣＴの活用による人材確保

- デジタル技術を活用した遠隔指導や、デジタル動画を活用した自主学習など、人材不足に悩む地域を支援するＩＣＴの効果的な活用の事例を市町村や運営団体等に周知します。

3　活動場所の確保

施策の方向性

□　**地域クラブ活動の活動場所として、学校施設を優先して活用できるようにしていくことが極めて重要です。**

□　**地域クラブ活動の増加に伴い、多様な活動が地域クラブ活動として広がっていく状況に対応するため、施設の利活用の促進を図ります。**

□　**活動場所の管理運営の効率化に資する先進事例の周知に努めます。**

主な取組

○　活動場所等の確保

- 生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障がない限り、学校施設を地域クラブ活動において優先して活用できるよう、市町村から認定を受けた地域クラブ活動の優先利用や、使用料の減免等や学校備品等の活用に関する規程の整備等に係る先進事例を市町村に周知します。
- スポーツ・文化施設や社会教育施設、地域の団体や民間事業者等が有する施設の利活用を呼び掛けるとともに、使用可能な道立施設について活用の促進を図ります。

○　活動場所の管理運営の効率化

- ＩＣＴの活用による予約システムと連動したスマートロックの導入など、学校施設をはじめとした活動場所の管理運営の効率化に資する先進事例を市町村及び運営団体等に周知します。

4　大会等の運営の在り方

施策の方向性

□　全道規模の大会等の主催者に対し、参加資格が学校単位に限定されている場合や、参加要件により地域クラブ活動の参加に支障が生じている場合は、参加を認めるよう強く要請します。

□　大会等の主催者に対し、多様なニーズに応じた大会等の開催など、大会等の在り方の見直しについて要請します。

主な取組

○　生徒の参加機会の確保

- 全道規模の大会等については、規程等の見直しが行われ、現在、地域クラブ活動の参加が認められている大会等がある一方で、規程等の見直しが検討段階の状況にある場合等もあり、地域クラブ活動が大会等に参加できない場合もあることから、参加資格が学校単位に限定されている場合は、大会等の主催者に対し、地域クラブ活動の参加を認めるよう強く要請します。
- 現在、地域クラブ活動の参加が認められている大会等においても、一部の競技で、参加要件の判別が困難であることや、参加を希望する生徒が在籍している学校の所在地や部活動の有無、部員の人数により参加が認められない規程があること、教員以外の引率者の資格要件のハードルが高いことなどがあり、地域クラブ活動の参加に支障が生じていることから、同様に、大会等に参加できるよう強く要請します。
- 北海道中学校体育連盟における全道大会の競技種目の見直しにより、令和９年度（2027 年度）以降、競技団体に開催を委譲された競技について、競技団体が代替の大会等を開催する場合は、大会等の主催者に対し、地域クラブ活動の参加を認めるよう要請します。
- 生徒の大会等への参加促進に向けて、行政や地域におけるスポーツ・文化芸術団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、中学校体育連盟等の関係団体（以下「関係団体」という。）等による協議の場を設置します。

○　**大会等の多様な在り方**

- 生徒や保護者、教員等の心身の負担が過重にならないよう配慮しつつ、生徒間の交流を目的とした大会や、競技性にとらわれず誰もが持続的にスポーツ・文化芸術活動を楽しむことに重点を置いた大会の開催など、大会等の主催者に対し、大会等の多様な在り方について検討するよう、要請します。

5　生徒・保護者等の関係者の理解促進

施策の方向性

□　部活動の地域展開を円滑に進めるためには、生徒や保護者等に対して、部活動を取り巻く現状・課題や、地域クラブ活動の実施体制・活動内容等について、理解を得ることが重要です。

□　部活動改革の理念や地域展開による効果等について、丁寧に周知を行い、地域や社会全体の機運醸成に努めます。

主な取組

○　**部活動の地域展開に係る広報・周知**

- 部活動を取り巻く現状・課題や、地域クラブ活動の実施体制・活動内容、会費がサービスの対価という趣旨だけではなく、運営団体等の運営を担う一員として分担するものであるということなどについて、教職員や生徒及び保護者、地域住民等の理解を促進するため、ホームページやＳＮＳ等を活用した広報を行います。
- 部活動改革の理念や地域展開による効果等について、説明会やシンポジウムの開催等により、教職員や生徒及び保護者、地域住民等に周知を図ります。

6　生徒の安全確保のための体制整備

施策の方向性

□　地域クラブ活動においては、部活動と同様に、事故や暴力等の不適切行為やいじめの防止等を徹底し、スポーツ基本法の暴力等の防止に関する規定（別添資料２【関係法規等】）やガイドラインで示された特に留意すべき事項（別添資料３【生徒の安全・安心の確保】）も踏まえながら、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠です。

□　事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化に係る取扱いの周知に努めるとともに、生徒や指導者が十分な補償が受けられるよう保険の加入を促します。

主な取組

○　事故や暴力等の不適切行為の防止

- 国が示す資料に基づく地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を適切に運用するよう、市町村及び運営団体等に対して促すことにより、生徒の安全・安心の確保に向けて取り組みます（別添資料１【地域クラブ活動に関する認定制度の概要】）。
- 外傷・障害・事故の防止や性暴力を含む暴力・暴言・ハラスメント等やいじめ防止のための指導者向けの研修を実施します。
- 地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引等を作成します。

○　事故や暴力等の不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化

- 地域クラブ活動の運営団体等や事故等の場面に応じた法的な責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて、国において整理したものを市町村及び運営団体等に周知し、活用を促進します。
- 事故や不適切行為等が発生した場合の責任の所在を明確化するに当たり、市町村及び運営団体等に対し、地域クラブ活動の運営団体等の賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象））への加入を促進します。

○　**生徒及び指導者の保険への加入**

- 地域クラブ活動に参加する生徒及び指導者が個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」）に加入するよう、市町村及び運営団体等に対して促すことにより、生徒や指導者が十分な補償が受けられるよう取り組みます。

7　市町村の規模や進度を踏まえた取組の推進

施策の方向性

□　本道の小規模な市町村では、急激な少子化に伴い、部活動の存続が現実的に困難になってきており、地域展開の意識が高まっている場合が多くなっていますが、指導者人材や財源の確保が特に深刻な課題となっており、思うように地域展開が進んでいない状況が見受けられます。

□　一方で、人口の多い都市部の地域等においては、部活動に参加する生徒数の面で部活動の存続が可能な場合が多いこともあり、部活動改革の必要性や地域展開による効果等の認識が低く、地域展開が進んでいない場合も見受けられます。

□　こうした規模に応じた各地域の実情や地域展開の進度を把握した上で、必要な支援を行います。

主な取組

○　**地域の実情に応じた提案や助言**

- サポートチームは、毎年、各管内の市町村が参加する「管内地域展開推進協議会」を開催し、各市町村が情報交換することで連携を深めるとともに、各市町村の課題や地域展開の進捗状況等を個別に把握し、地域の実情に応じた提案や助言を行います。

○　**規模に応じた地域への支援**

- 単独では地域展開が難しい小規模な市町村を支援するため、複数の市町村が合同で運営団体等となる団体等を整備する調整の場をサポートチームが主体的に設置し、支援します。その際には、地理的状況等を踏まえ、管

内をまたいだ市町村間の連携も視野に入れて取り組みます。

- 人口が少ない地域においても、地元の民間企業等の協力を得て、従業員等のサポーターバンクへの登録等を呼び掛けるとともに、大学等と連携し、サポーターバンクへの登録者の増加に向けた取組を推進します。
- 人口の多い都市部の地域等においては、合同部活動の実施や部活動指導員の適切な配置等による地域連携に取り組んでいる地域にあっても、今後、地域展開を進めていくために、部活動を取り巻く現状・課題や地域展開による効果等について、サポートチームが市町村に対し、地域での説明会や協議会の場で丁寧に説明する必要性を提案しながら、地域展開について普及・啓発を行います。

8　障がいのある生徒の活動機会の確保

施策の方向性

□　障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、前述の１から７までについて、障がいのある生徒も活動に参加することを想定して、それぞれの取組を進めることが大切です。

□　障がいのある生徒がそれぞれの希望に応じて安心して活動に参加できるよう、安全で多様な活動を展開していくことが大切です。

主な取組

○　新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供

- 障がいのある生徒が、部活動に参画する機会がないケースにおいても、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、生徒のニーズに応じた多種多様な体験や生徒の個性・得意分野等の尊重といった考え方を踏まえ、新たなスポーツ・文化芸術活動の機会を提供できるよう、取り組むことが大切です。

○　障がいのある生徒に対する指導者の質の保障

- 指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮

や工夫を行うことができるよう、前述２で記載した研修会において、スポーツ庁が作成する障がいがある人へのスポーツ指導等の際に参考となるツール等を活用し、資質・能力の向上を図ります。

第４章　市町村の取組

地域展開に向けた主な課題と解決に向けた市町村の取組について、１から９まで示します。

なお、中山間地域や離島が多く、広域分散型の特性を持つ道内においては、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等も想定されることから、国・道がきめ細かなサポートをする必要があり、それでもなお地域展開が困難な場合には、当該市町村において、将来的な方向性や計画等の検討を進めながら、当面、拠点校方式による合同部活動や部活動指導員・外部指導者の配置等の部活動の地域連携を実施することにより、生徒の活動環境を確保することも考えられます。

１　地域クラブ活動を担う運営団体等の体制整備等

施策の方向性

□　関係団体等と適切に役割分担して運営団体等を構築していくことが重要です。そのためには、市町村教育委員会、スポーツ・文化担当部署等の首長部局、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、検討を進める必要があります。

□　これまでも、多くの市町村が協議会等を設置して取り組んできましたが、『地域の理解が整わない』、『地域クラブ活動運営の財源の見込みが立たず、具体的な検討まで進むことができない』などの理由により、取組が足踏みしている状況が見られることから、今後は、協議会等を形骸化することなく、実質的な協議を行う場として運営し、実際に地域展開を進めていく必要があります。

□　地域展開を進めていく上では、ニーズの把握や協議会等における協議と並行して、ロードマップを作成し、地域との合意形成を図った上で取り組むことが重要です。

□　運営団体等は、当事者である生徒等の意見や希望に添った活動の機会を提供するとともに、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障していくため、学校との連携が重要であり、学習指導要領解説の連携等に関する記載を踏まえる必要があります（別添資料２【関係法規等】）。

主な取組

○　協議会等の設置等による合意形成

- 今後は、協議会等を設置するだけではなく、地域展開が実現するまでの間、継続的に協議を重ね、実質的に機能させる必要があり、小規模な市町村等においては、近隣の市町村と連携し、協議会等を設置することも想定されます。
- 地域展開を進めていく上では、協議会等における協議と並行して、地域のニーズ把握や地域説明会、市町村教育委員会や首長部局のスポーツ・文化担当部局や財政部局等との協議等を行うとともに、ロードマップを作成し、地域との合意形成を図った上で取組を進めることが重要です（別添資料４－①【部活動の地域展開のフロー図（例）】・別添資料４－②【部活動の地域展開ロードマップ（例）】）。
- 休日における地域展開に向けて、市町村及び中学校等は、生徒数や教職員数を踏まえた適正な数の部活動とした上で検討することや、部活動では対応できない多種多様な体験を得ることができるよう、生徒のニーズを把握し、地域展開する活動内容等を検討することが重要です。
- ニーズの把握に当たっては、部活動に入っていない生徒や、今後、中学生となる児童を含め、各学校の児童・生徒・保護者への聞き取りやアンケート調査などが有効です。また、現在、部活動にはない種目等や、レクリエーション志向の活動などのニーズについても把握し、検討に生かすことも考えられます。

○　運営団体等の決定

- 市町村や協議会等は、関係団体等と適切に役割を分担し、地域の実情を踏まえた関係団体の再構築・一元化を進めるなどして、運営団体等を構築することが考えられます。
- 運営が軌道に乗るまでは、市町村がサポートするほか、市町村自身が運営団体等となることも考えられます。
- 単独の運営団体等では地域全体の運営を担うことが困難な場合には、複数の運営団体等が連携し、業務を行うことも有効です。
- 決定の際には、市町村、運営団体等、活動場所の管理主体等との間で、あ

らかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化する必要があります。

○　**運営団体等へのサポート・学校との連携**

- 国が示した要件等に基づき、部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動を「認定地域クラブ活動」として認定する認定制度を早急に整備する必要があります（別添資料１【地域クラブ活動に関する認定制度の概要】）。
- 学校と地域クラブが円滑に連携し活動できるよう、行政、学校、関係団体等の情報共有・連絡調整を行うコーディネーターを配置した上で、活動方針の共有や学校施設の活用、指導を希望する教職員の兼職兼業等のための連絡調整、コミュニケーションアプリ等のＩＣＴの活用による運営業務の効率化など、運営団体等に対し、支援する必要があります。また、生徒が地域クラブ活動の運営等に参画することを通じて、生徒の自主性・主体性などを育むことも重要であるため、生徒同士による活動目標・活動計画、役割分担等の話合いや、生徒が中学校卒業後も地域クラブ活動に参加するなどの取組が考えられます。
- 運営団体等の財政基盤を整備するため、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用など、多様な財源の確保についての検討も考えられます。
- 運営団体等の取組状況を適宜把握して、必要に応じて指導助言を行うことが大切です。

【参考事例】

別添資料９　部活動の地域展開に係る取組事例集（P.1）

- **Case１　北海道北見市：認定クラブ制度による地域クラブの活動支援**
- **Case２　岐阜県白川町：スポーツ関係団体を統合して地域の力を結集**

２　指導者等の質の保障・量の確保

施策の方向性

□　指導者の確保に向けてスポーツ団体や文化芸術団体の指導者、社会人等の競技経験者など、地域の人材を発掘し、活用することが重要です。

□　専門的な指導を行う人材だけでなく、サポート人材を募集し、地域全体で活動を支援することも重要です。

□　指導を希望する教職員を活用する場合は、営利企業への従事等の制限の許可を含む兼職兼業が事実上の強制にならないよう配慮した上で、適切に実施する必要があります。

□　休日の部活動を地域展開する場合には、平日の部活動と休日の地域クラブ活動における一貫した指導が必要です。

□　地理的要因や指導者不足といった地域事情にかかわらず、地域クラブ活動を円滑に実施できるよう、ＩＣＴの効果的な活用も有効です。

主な取組

○　多様な人材の発掘及び適切な資質・能力の保障

➢ 地域の企業や大学、企業・クラブチーム、人材派遣会社、近隣市町村等と連携の上、以下のような地域の人材を発掘し、活用していくことが重要です。

〔スポーツ〕

総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・競技団体・民間スポーツクラブの指導者、アスリート人材、スポーツ推進委員、武道関係者

〔文化〕

アマチュアでの文化芸術活動者、アーティスト、民間の文化芸術関係の指導者

〔共通〕

大学生、退職教職員、教職員（兼職兼業）、保健体育・美術・音楽などクラブ活動と関係する教科の教員免許所持者、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼職兼業）

- 地域クラブ活動の指導者等が適切な資質・能力を身に付けるため、研修を実施し、専門性の向上を図ることが重要です。

○　サポート人材（P.12 参照）の協力

- サポート人材など、幅広い人材から協力を得るとともに、それらの人材が学び続けることができる仕組みづくりを検討していく必要があります。
- サポート人材が指導する際の支援として、デジタル技術を活用した遠隔による専門的な指導や、対面とデジタルを最適に組み合わせた指導を行うなどの取組も考えられます。

○　人材登録制度等の活用

- 地域で人材発掘が困難な場合は、道教委のサポーターバンクや公益財団法人日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者等のマッチングサイトを活用することも考えられます。
- 指導者を任用する際には、性犯罪から生徒を守るため、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）に基づく措置等を行う必要があります。

○　教職員の兼職兼業

- 国や道教委の通知等を参考に、兼職兼業の許可に関する規程等を整備・周知するとともに、学校と連携して所管する学校の教職員の希望の有無を適切に把握し、兼職兼業が事実上の強制とならないよう配慮した上で、勤務校等における業務への影響の有無、教職員の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含めて検討し、適切に実施する必要があります（別添資料５【教師等の兼職兼業の概要】・別添資料６【公立学校の教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業に関する取扱いについて】）。

○　地域クラブと学校の連携による指導の質の保障

- 地域クラブと学校による活動方針等の共有、指導者間での定期的な情報共有、合同研修会の開催など、密接な連携が大切です。

【参考事例】

別添資料９　部活動の地域展開に係る取組事例集（P.2～3）

- Case３　北海道蘭越町：地域連携協定を活用した大学の協力による指導体制の構築
- Case４　新潟県上越市：体験型イベントを通じた指導者の掘り起こし
- Case５　兵庫県播磨町：段階別報酬制度と公認指導者資格取得支援
- Case６　熊本県和水町：指導者を支える見守りスタッフの配置

３　活動場所の確保

施策の方向性

□　地域クラブ活動の増加に伴い、多様な活動が地域クラブ活動として広がっていく状況に対応するため、学校施設の更なる利用の促進が必要です。

□　学校教育に支障のない限り、学校施設を地域クラブ活動において優先して活用できるようにしていくことが極めて重要であり、活動場所の効率的な管理運営が大切となります。

主な取組

○　活動場所等の確保

- 生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障がない限り、地域の中学校をはじめとした学校施設を地域クラブ活動において優先して活用できるよう、市町村から認定を受けた地域クラブ活動の優先利用や、使用料の減免等や学校備品等の活用に関する規程を整備する必要があります。
- スポーツ・文化施設や社会教育施設、地域の団体や民間事業者等が保有する施設の活用も検討していく必要があります。

○　活動場所の管理運営の効率化

- ＩＣＴの活用による予約システムと連動したスマートロックの導入など、学校施設をはじめとした活動場所の管理運営の効率化に向けて取り組む

ことが大切です。

【参考事例】

別添資料９　部活動の地域展開に係る取組事例集（P.4）

- Case７　福井県鯖江市：学校体育施設へのスマートロックの導入
- Case８　愛媛県西予市：地域クラブ活動に適した学校施設等の活用

４　活動場所への移動手段の確保

施策の方向性

□　地域クラブ活動を実施するに当たり、活動場所が近隣の施設以外となる場合や、複数の地域が一体となって実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保が必要となります。

□　活動場所への生徒の移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保と一体的に検討する必要があります。

主な取組

○　既存の送迎車両の有効活用

- 活動場所への生徒の移動手段として、スクールバスやスポーツ団体等が所有するマイクロバスなど、既存の送迎車両を有効活用することが効果的です。

○　多様な分野の関係部局の連携・協働

- 多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保と一体的に検討するとともに、活動時間に合わせた地域公共交通の運行ダイヤの見直し、病院や介護施設等への送迎車両への混乗等について、市町村教育委員会と交通や介護・福祉、医療等の多様な分野の関係部局のほか、公共交通事業者や民間企業等が連携・協働し、多角的に検討していく必要があります。

【参考事例】

別添資料９　部活動の地域展開に係る取組事例集（P.5）

- Case９　北海道登別市：平日における移動手段の確保に向けた巡回バスの運行
- Case10　香川県東かがわ市：スクールバス活用と乗降モニタリングシステム導入

５　大会等の運営の在り方

施策の方向性

□　市町村規模の大会等の主催者に対し、参加資格が学校単位に限定されている場合や、参加要件により地域クラブ活動の参加に支障が生じている場合は、参加を認めるよう要請することが重要です。

□　大会等の主催者に対し、多様なニーズに応じた大会等の開催など、大会等の在り方の見直しについて要請することが重要です。

主な取組

○　生徒の参加機会の確保

- 市町村規模の大会等※については、地域クラブ活動が大会等に参加できない場合もあることから、参加資格が学校単位に限定されている場合は、大会等の主催者に対し、地域クラブ活動の参加を認めるよう要請することが重要です。

※ 市町村規模の大会等の例：市町村や地域の団体が主催する地域を限定した各種競技の大会　など

- 現在、地域クラブ活動の参加が認められている大会等においても、一部の競技で、参加要件の判別が困難であることや、参加を希望する生徒が在籍している学校の所在地や部活動の有無、部員の人数により参加が認められない規程があること、教員以外の引率者の資格要件のハードルが高いことなどがあり、地域クラブ活動の参加に支障が生じていることから、同様に、大会等に参加できるよう要請することが重要です。

○　**大会等の多様な在り方**

- 生徒や保護者、教員等の心身の負担が過重にならないよう配慮しつつ、生徒間の交流を目的とした大会や、競技性にとらわれず誰もが持続的にスポーツ・文化芸術活動を楽しむことに重点を置いた大会の開催など、大会等の主催者に対し、大会等の多様な在り方について検討するよう、要請することも重要です。

【参考事例】

別添資料９　部活動の地域展開に係る取組事例集（P.6）

- **Case11　北海道厚岸町：全ての大会やコンサートに地域クラブで参加**
- **Case12　香川県東かがわ市：新たな地域スポーツ大会の開催**

６　生徒・保護者等の関係者の理解促進

施策の方向性

□　部活動の地域展開を円滑に進めるためには、生徒や保護者等に対して、部活動を取り巻く現状・課題や、部活動改革の理念、地域展開による効果、地域クラブ活動の実施体制・活動内容等について、丁寧に周知し、理解を得ることが重要です。

□　市町村や運営団体等は、当事者である生徒等の意見・希望を的確に把握し、生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に参加できるよう、生徒や保護者等に対して、地域クラブ活動の実施状況等に係るきめ細かな情報提供を行うことも重要です。

主な取組

○　**部活動の地域展開に係る周知**

- 部活動を取り巻く現状･課題や、部活動改革の理念、地域展開による効果、地域クラブ活動の実施体制・活動内容、会費がサービスの対価という趣旨だけではなく、運営団体等の運営を担う一員として分担するものであるということなどについて、教職員や生徒及び保護者、地域住民等の理解を促進するため、ホームページやＳＮＳ等を活用して周知を図る必要があり

ます。

○　**生徒のニーズに応じた情報提供**

- 地域クラブ活動への参加促進のため、小学校高学年時の体験会や中学校入学時の説明会等の機会を活用するとともに、通信アプリ等により地域クラブ活動の実施状況等を情報発信するなど、生徒や保護者等に対し、学校と連携したきめ細かな情報提供を行うことが重要です。

【参考事例】

別添資料９　部活動の地域展開に係る取組事例集（P.7）

- **Case13　岐阜県瑞穂市：地域クラブ活動への移行に関する相談窓口の設置**
- **Case14　京都府舞鶴市：各種説明会の実施による関係者・保護者の理解促進**

７　生徒の安全確保のための体制整備

施策の方向性

□　**地域クラブ活動においては、部活動と同様に、事故や暴力等の不適切行為やいじめの防止等を徹底し、スポーツ基本法の暴力等の防止に関する規定（別添資料２【関係法規等】）やガイドラインで示された特に留意すべき事項（別添資料３【生徒の安全・安心の確保】）も踏まえながら、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠です。**

□　**市町村や運営団体等は、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化する必要があるとともに、生徒や指導者が十分な補償が受けられるよう、保険への加入が重要です。**

主な取組

○　**事故や暴力等の不適切行為の防止**

- 国が示す資料に基づく地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を適切に運用することを通じて、生徒の安全・安心を確保する必要

があります（別添資料１【地域クラブ活動に関する認定制度の概要】）。

- 外傷・障害・事故の防止や性暴力を含む暴力・暴言・ハラスメント等やいじめ防止のため、指導者向けの研修を実施する必要があります。
- 公益財団法人日本スポーツ協会等に設置された暴力等に関する相談窓口の活用を図るほか、相談を受け付け対応する仕組みの構築を検討する必要があります。

○　事故や暴力等の不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化

- 国が整理した、地域クラブ活動の運営団体等や事故等の場面に応じた法的な責任主体及び賠償制度・保険の取扱いを活用し、市町村、運営団体等、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化する必要があります（別添資料３【生徒の安全・安心の確保】）。
- 事故や不適切行為等が発生した場合の責任の所在を明確化するため、運営団体等に対し、賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象））への加入を促すことが重要です。

○　生徒及び指導者の保険への加入

- 地域クラブ活動に参加する生徒や指導者が十分な補償が受けられるよう、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」）への加入を積極的に促すことが重要です。

【参考事例】

別添資料９　部活動の地域展開に係る取組事例集（P.8）

- **Case15　福井県あわら市：自治体独自の指導者研修制度**
- **Case16　愛知県春日井市：安全で安心な活動へ向けた自治体と指導者の連携**

８　障がいのある生徒の活動機会の確保

施策の方向性

□　障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、前述の１から７までについて、障がいのある生徒も活動に参加することを想定して、それぞれの取組を進めることが大切です。

□　障がいのある生徒がそれぞれの希望に応じて安心して活動に参加できるよう、安全で多様な活動を展開していくことが大切です。

主な取組

○　新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供

- 障がいのある生徒も参加できる多種多様な活動を展開していくため、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うことができる指導者の育成や、生徒のニーズに合わせた活動機会の提供など、環境の整備を進めていくことが大切です。

○　障がいのある生徒に対する指導者の質の保障

- 指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うことができるよう、スポーツ庁が作成する障がいがある人へのスポーツ指導等の際に参考となるツール等を活用した研修を実施するなど、資質・能力の向上を図ることが大切です。

【参考事例】

別添資料９　部活動の地域展開に係る取組事例集（P.9）

- Case17　新潟県村上市：障がいの有無にかかわらず参加できるインクルーシブスポーツ
- Case18　佐賀県白石町：新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供

９　費用負担の軽減

施策の方向性

□　安定的かつ継続的に地域展開の取組を進めるためには、受益者負担と公的負担のバランスなど、費用負担の在り方を検討する必要があります。

□　受益者負担については、国の水準に基づき、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることがないよう、経済的に困窮する世帯への支援措置を検討する必要があります。

□　寄附等の活用や民間企業との連携など、受益者負担と公的負担以外の新たな財源の確保等も有効に組み合わせていくことも重要です。

主な取組

○　受益者負担の在り方

- 地域クラブ活動に参加する場合の費用が、受益者である保護者にとって大きな負担となると、生徒が地域クラブ活動に参加することの妨げとなるおそれがあるため、国の受益者負担の水準に基づき、市町村から認定を受けた地域クラブ活動に対する使用料の減免等や学校備品等の活用に関する規程を整備するほか、活動場所への生徒の移動手段を確保するなど、支援を行うことが必要です（別添資料７【参加費のイメージ】）。
- 市町村や運営団体等が地域クラブ活動の会費を設定する際は、生徒や保護者等に対し、サービスの対価という趣旨だけではなく、地域で活動するスポーツ・文化芸術団体の運営を担う一員として分担するものであるという意識を醸成していくことが大切である一方で、家庭の経済格差が子どもたちの体験格差につながらないよう、経済的に困窮する世帯への支援措置を検討する必要があります。

○　新たな財源の確保

- 市町村や運営団体等においては、地元の民間企業等の連携により、施設の利用や設備・用具・楽器の寄附・貸与など、支援を受けられる体制を整備するとともに、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用など、受益者負担と公的負担以外の新たな財源の確保等を有効に組み合わせていくことも重要です。

【参考事例】

別添資料９　部活動の地域展開に係る取組事例集（P.10）

- Case19　茨城県守谷市：ふるさと納税型クラウドファンディング
- Case20　新潟県阿賀野市：地域クラブ活動への公的支援

参考（関連リンク）

○ **北海道教育委員会ホームページ**
https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gkk/bukatsudo.html

○ **部活動改革ポータルサイト**
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm
https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html

○ **部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和７年 12 月文部科学省）**
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

○ **令和６年度地域スポーツクラブ活動整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）事例集（令和７年８月スポーツ庁）**
https://www.mext.go.jp/sports/content/20250901-spt_oripara-000028260_01.pdf

○ **「令和６年度文化部活動改革(部活動の地域移行に向けた実証事業等)」事例集（令和７年７月文化庁）**
https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94268701_01.pdf

○ **地域スポーツクラブ活動体制整備事業報告書検索システム（外部リンク）**
https://activitycasestudy.jp

○ **教師等の兼職兼業について（通知、手引など）**
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html